

持続可能な離島航路の維持・確保に関する意見書

離島航路は、住民の日常生活の維持に必要不可欠であるとともに産業活動を支え産業振興に大きく寄与してきている。しかし、もともと経営基盤が脆弱な上に、近年の島民人口の減少、諸経費の高騰等により、その経営環境は極めて厳しく航路の維持・存続が困難な状況にある。

鹿児島～屋久島航路を運航する「フェリー屋久島2」は、建造から33年を経過しているなど、離島航路の多くの船舶は、老朽化が進んでいるが、国庫補助航路以外の船舶更新は、事業者が単独で行い、公的支援は行われなないことに加え、資材費や人件費上昇等に伴い船価が高騰しているため、経営状況が厳しい事業者は、更新が進んでいない。

このような状況の中、「フェリー屋久島2」が令和6年度の長期運休に引き続き、令和8年4月、5月と機関等の故障、また、「フェリーあまみ」も5月の航行中にエンジンが停止し、未だ復旧の見通しが立たず、減便での運航を続けている。このため、安定的な航行ができず、島民生活等の暮らしや、観光・ビジネス等の産業活動に支障が生じたところである。官民ともに、船舶の老朽化に対応することは、喫緊の課題となっている。

県としては、これまでも、関係団体と一体となって、島民が安心、安定した暮らしを送れるよう、取り組んでいるところであるが、離島航路の維持・確保を持続可能にするためには、国による全面的な財政支援及び抜本的な制度見直しが不可欠である。

高市首相においては、「47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある。これが高市内閣の目指す日本の姿です。」と述べられている。

よって、国においては、以下の措置について、早急かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望する。

記

- 1 離島航路における船舶更新に対する国の支援対象として、「唯一の航路」の補助要件を撤廃すること。
- 2 安定的な運航の継続性が損なわれる見込みがある場合、国庫補助金の補助率を引き上げるとともに、黒字航路も対象とすること。
- 3 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度における離島航路就航船の適用利率を引き下げること。
- 4 船舶更新に対する地方自治体の財政負担に対し、更なる地方財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月8日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財 務 大 臣
国土交通大臣